

議案第29号

松阪市嬉野斎場条例の一部改正について

松阪市嬉野斎場条例（平成17年松阪市条例第162号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市嬉野斎場条例の一部を改正する条例

松阪市嬉野斎場条例（平成17年松阪市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「焼却炉」の前に「動物」を加える。

第4条第3項中「することができる。」を「し、又は臨時に休場日を定めることができる。」に改める。

第6条第1項ただし書を削る。

第14条中「3倍に相当する金額以下の過料を科する。」を「5倍に相当する金額（当該相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

斎場使用料

区分		使用料		
		単位	市内	市外
火葬場	大人（12歳以上）	1体	4,500円	75,000円
	小人（12歳未満）	1体	3,700円	52,500円
	死産児	1体	3,700円	52,500円
	30キログラム未満の動物 （合同火葬）	1体	2,200円	11,000円
	動物（単独火葬）	1体	6,600円	33,000円

告別式場	通夜・告別式	24 時間（午後 4 時から翌日午後 4 時まで）	20,510 円	貸し出しません。
		7 時間（午前 9 時から午後 4 時まで）	8,250 円	貸し出しません。

備考

- 1 「市内」とは、火葬場については、死亡者（死産児については、その父又は母）が死亡時に松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、告別式場については、死亡者又は使用者が松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 2 「市外」とは、前項に定める場合以外をいう。
- 3 告別式場の使用については、市内に限る。
- 4 30 キログラム未満の動物（合同火葬）については、体長 1 メートル未満の動物に限る。
- 5 動物（単独火葬）については、体長 1 メートル未満の動物に限る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松阪市嬉野斎場条例別表の規定は、この条例の施行日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。